

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月1日
【会社名】	全日本空輸株式会社
【英訳名】	ALL NIPPON AIRWAYS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊東 信一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	総務部長 今西 一之
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	総務部長 今西 一之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【提出理由】

当社は、平成25年1月31日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、全日空商事株式会社（以下「全日空商事」という。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

(1) 当該株式交換の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	全日空商事株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目5番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 日出間 公敬
資本金の額	1,000百万円（平成24年3月31日現在）
純資産の額	10,000百万円（平成24年3月31日現在）
総資産の額	40,980百万円（平成24年3月31日現在）
事業の内容	航空機部品の調達、航空機の輸出入・リース・売却、機内サービス・販売用物品の企画・調達、及び全国空港売店の運営等の航空付帯事業、紙・パルプや食品の輸入販売、半導体・電子部品の輸出入、広告代理業等

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期
売上高（百万円）	72,966	76,422	70,722
営業利益（百万円）	593	1,012	1,100
経常利益（百万円）	1,199	1,255	1,560
当期純利益（百万円）	786	509	706

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
全日本空輸株式会社	99.9
スカイビルサービス株式会社	0.1

（注） 上記は、平成25年1月31日現在の大株主の状況です。

持株数の割合は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

- ・資本関係 当社は全日空商事の発行済株式総数の99.9%、総株主の議決権の99.9%を有しており、全日空商事は当社の連結子会社であります。
- ・人的関係 当社の上席執行役員1名が全日空商事の非常勤取締役を兼務しております。また、当社の監査役1名が全日空商事の監査役を兼務しております。
- ・取引関係 当社は全日空商事に、航空機部品の調達及び修理、広告媒体及びマイルの仕入れ等を委託しております。

(2) 当該株式交換の目的

当社グループは、各事業部門への権限と責任の委譲、機動的な意思決定による経営のスピードアップ、効率化の推進を意図して、平成25年4月より持株会社制への移行を計画しております。当社は、昭和45年の設立以来エアライン系商社として航空事業を中心に様々なビジネスを手掛ける全日空商事においても、より迅速に的確な経営判断を可能とするべく、株主構成を整理し、完全子会社化することと致しました。これにより、激化する競争と事業環境の変動に対応し、企業価値・株主価値を向上させ、更なる成長を図って参ります。

(3) 当該株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容及びその他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、全日空商事を株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、全日空商事については会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに行うものとし、平成25年3月5日を効力発生日とする予定です。

株式交換に係る割当ての内容

全日空商事株式1株に対して、当社株式117.00株を割当て交付いたします。ただし、当社が保有する全日空商事株式654,224株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、交付する当社株式には当社が保有する自己株式(平成24年9月30日現在3,376,175株)を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

その他の株式交換契約の内容

当社が全日空商事との間で平成25年1月31日に締結した株式交換契約の内容は、以下の通りです。

株式交換契約書

全日本空輸株式会社(以下「甲」という。)及び全日空商事株式会社(以下「乙」という。)は、平成25年1月31日付で、以下のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行う。

第2条(甲及び乙の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

甲(株式交換完全親会社)

商号:全日本空輸株式会社

住所:東京都港区東新橋一丁目5番2号

乙(株式交換完全子会社)

商号:全日空商事株式会社

住所:東京都港区東新橋一丁目5番2号

第3条（本件株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

- 1．甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式117.00の割合をもって割当交付する。但し、甲の所有する乙の株式については、甲の株式を割り当てない。
- 2．甲は、前項に定める割当交付につき、新たに株式を発行せず、甲の保有する自己株式を交付する。

第4条（資本金及び資本準備金の額に関する事項）

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び資本準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 金0円
- (2) 増加する資本準備金の額 金0円

第5条（効力発生日）

本件株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成25年3月5日とする。但し、本件株式交換手続の進行に応じ必要がある場合には、甲及び乙は協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第6条（株式交換契約承認株主総会）

- 1．甲は、会社法第796条第3項の規定により、本契約について、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、前条但書に基づき乙との協議により効力発生日を変更の上、当該変更された効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求めるものとする。
- 2．乙は、会社法第784条第1項の規定により、会社法第783条第1項に定める株主総会における本契約の承認を受けないで本株式交換を行う。
- 3．前二項に定める手続は、本株式交換手続の進行に応じ必要がある場合には、甲及び乙は協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、甲又は乙がその財産及び権利義務に重大なる影響を及ぼす行為を行う場合には、予め甲及び乙の協議の上、合意に基づきこれを実行するものとする。

第8条（本件株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、あるいはその他諸般の事情から本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ又は生じることが明らかとなった場合において本契約の目的の達成が困難となったときには、甲及び乙は協議の上、合意に基づき本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

本契約は、第6条第1項但書に定める甲の株主総会において本契約の承認が受けられない場合又は法令等に定められた本件株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約書に定めのない事項その他本件株式交換に必要な事項は、本契約の主旨に則り、甲及び乙は協議の上、合意に基づきこれを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 東京都港区東新橋一丁目5番2号
全日本空輸株式会社
代表取締役社長 伊東 信一郎

乙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
全日空商事株式会社
代表取締役社長 日出間 公敬

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

算定の基礎及び経緯

株式交換比率の公正性・妥当性を担保するための措置として、両社は別個独立に第三者算定機関に株価の算定を依頼することとし、当社はデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイト トーマツ」という。）を、全日空商事は株式会社みずほ証券リサーチ&コンサルティング（以下「みずほ証券リサーチ&コンサルティング」という。）を、それぞれ第三者算定機関として選定しました。

デロイト トーマツは、当社について、当社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、類似企業比較法による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法、及び将来の事業活動の状況を評価に反映する観点からディスカунテッド・キャッシュフロー法の各評価手法を採用して株価の算定を行い、当社に提示しました。

みずほ証券リサーチ&コンサルティングは、全日空商事について、同社が非上場会社であることから、修正簿価純資産法及び類似業種比準法による評価手法を勘案して株価の算定を行い、全日空商事に提示しました。

当社及び全日空商事は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた算定結果に基づき、両社間で慎重な交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記の(3) に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。

算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるデロイト トーマツは、当社及び全日空商事の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

また、全日空商事のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるみずほ証券リサーチ&コンサルティングは、当社及び全日空商事の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(5) 当該株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	全日本空輸株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目5番2号
代表者の氏名	代表取締役社長 伊東 信一郎
資本金の額	318,789百万円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	定期航空運送事業等

以上